

立川市営住宅条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 19 日

提出者 立川市長 酒 井 大 史

理由

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 30 号）の公布による。

立川市営住宅条例の一部を改正する条例

立川市営住宅条例（平成9年立川市条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(使用者の資格)</p> <p>第6条 ……略……</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項第2号の定めにかかわらず、現に同居し、又は同居しようとする親族又はパートナーシップ関係の相手方があることを要しない。</p> <p>(1)～(7) ……略……</p> <p>(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する<u>関係にある相手からの暴力を受けた者</u>で次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号（<u>配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。</u>）に掲げる一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条（<u>配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。</u>）の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者</p> <p>イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2（<u>配偶者暴力防止等法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。</u>）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>3及び4 ……略……</p>	<p>(使用者の資格)</p> <p>第6条 ……略……</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項第2号の定めにかかわらず、現に同居し、又は同居しようとする親族又はパートナーシップ関係の相手方があることを要しない。</p> <p>(1)～(7) ……略……</p> <p>(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者で次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号に掲げる一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者</p> <p>イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>3及び4 ……略……</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

